

文部科学省提出資料

平成 30 年 8 月 6 日

## 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）の 改正に向けた検討について

1. 「原子力損害賠償制度の見直し（素案）」を受けて、文部科学省は、関係府省と原賠法の改正に関して検討
  - (1) 和解仲介手続に係る時効中断
  - (2) 原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備
  - (3) 国による仮払い・立替払い
  - (4) 損害賠償措置の在り方
  
2. 政府補償契約の新規締結に係る原賠法第 20 条は、平成 31 年 12 月 31 日が適用期限であり、期限到来前に本条改正による延長が必要